

福岡県公報

平成二十一年四月十七日
第二千九百五十六号
増刊 ①

目次

再掲(規則十七の二)

知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則の一部を改正する

規則 (人事課) …………… 一

再掲

福岡県公告式条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第三条において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十一年四月一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第十七号の二

知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則の一部を改正する規則

第一条 知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則(平成十八年福岡県規則第五十三号)の一部を次のように改正する。

本則中

「第一順位 副知事 中島孝之

第二順位 副知事 武居文二 を

第三順位 副知事 海老井悦子」

「第一順位 副知事 中島孝之

第二順位 副知事 海老井悦子」に改める。

第一条 知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則の一部を次のように改正する

本則中

「第一順位 副知事 中島孝之

第二順位 副知事 海老井悦子」を

「第一順位 副知事 中島孝之

第二順位 副知事 海老井悦子 に改める。

第三順位 副知事 山崎建典」

附則

この規則中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は平成二十一年四月二日から施行する。